

将 来 構 想 (素案)

と か ち 広 域 消 防 事 務 組 合

令 和 7 年 4 月

目 次

第 1 章 はじめに

1 将来構想策定の趣旨	1
2 将来構想の見直し	1

第 2 章 広域化後のこれまでの取り組み

1 消防体制について	2
2 救急体制について	10
3 消防情報通信について	13
4 火災予防について	15
5 消防行政について	17

第 3 章 広域消防のこれからの取り組み

1 消防体制の充実強化に向けて	19
2 救急体制の充実強化に向けて	22
3 消防情報通信の推進に向けて	23
4 火災予防の推進に向けて	23
5 消防行政の効率的運営の推進に向けて	24

第 4 章 おわりに	25
------------	----



第1章 はじめに

1 将来構想策定の趣旨

とまち広域消防事務組合（以下「組合」という。）は、平成27年5月に設立、平成28年4月から管轄面積が全国一広い「とまち広域消防局」として運用を開始し、十勝19市町村34万人の安全・安心を守るため、職員が一丸となって各種災害に対応しています。

また、広域化後の円滑な消防運営を確保するため、平成26年3月に策定した「十勝圏広域消防運営計画」（以下「運営計画」という。）において広域化後の検討課題としていた、職員の給与制度、職・階級制度、勤務形態のほか、広域化後の消防力の基準等について、令和3年4月に統一を図ったところです。

今後、災害の大規模化、激甚化、複雑・多様化、更には人口減少の加速など、消防を取り巻く環境は、一層厳しさを増すことが予想されており、効率的で効果的な消防行政を目指し、協議・検討を重ねていく必要があります。

この将来構想は、社会情勢の変化に柔軟に対応できる持続可能な消防体制を構築するため、これまでの運用実績を踏まえ、課題解決の方向性や目指すべき姿を明確にするために策定するもので、令和7年4月（2025年）から令和17年3月（2034年）までの10年間にわたる取り組みを示すものです。

2 将来構想の見直し

この将来構想は、今後10年間にわたって取り組むべき事項を記載しておりますが、今後の社会情勢等の変化により新たな課題などが生じた場合は、将来構想に掲げる課題等の進捗状況を確認し、優先すべき課題の見直しを図りながら検討を進めていきます。

また、令和17年度以降に検討を要する課題等については、次期将来構想に反映できるよう並行して協議・検討を進めていきます。

第2章 広域化後のこれまでの取り組み

1 消防体制について

近年の災害や事故の発生形態は、大規模化、激甚化、複雑・多様化の傾向にあり、大規模地震や集中豪雨による大規模水害の発生はもとより、テロ災害や武力攻撃等の有事への対応など、消防行政を取り巻く環境は大きく変化しており、消防に対する期待はますます高くなっています。こうした状況の中、組合としては、十勝住民の生命、身体及び財産を守るという責務を十分果たしていくため、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）に則り、構成市町村の地域実情を反映した「とかち広域消防局 消防力の基準」（別添資料1。以下「消防力の基準」という。）及び長期的かつ広域的な視点で消防体制の充実強化を推進し、消防施設等の機能が効果的に発揮されるよう「とかち広域消防局 広域化消防施設・設備整備計画」（別添資料2。以下「整備計画」という。）を令和3年3月にそれぞれ策定し、消防力をはじめ、消防庁舎や消防車両等の整備にかかる更新目安などの基本的な考え方を定めたところです。

（1）消防署所の配置

消防局、消防署、支署、出張所及び分遣所（以下「消防署所」という。）の配置については、広域化前の消防署所の配置を基本としながら、消防力の基準による消防署所の移転、統廃合などの将来を見据えた更新整備を進めてきています。

【消防庁舎一覧（R6.4時点）】

名 称	所 在 地	取得年月日	名 称	所 在 地	取得年月日
とかち広域消防局			芽室消防署	河西郡芽室町東2条3丁目1番地	S56. 8. 1
帯広消防署	帯広市西6条南6丁目3番地1	H11. 7. 1	中札内消防署	河西郡中札内村大通南1丁目12番地	S59.11.30 R 3. 3.24
柏林台出張所	帯広市柏林台西町2丁目2番地	R 2. 6.26	更別消防署	河西郡更別村字更別南1線93番地	S55.11.27
大正出張所	帯広市大正本町西1条1丁目2番地3	S55.12.20	大樹消防署	広尾郡大樹町字下大樹224番地1	H12. 3.31
川西分遣所	帯広市清川町西2線128番地	S57.12. 8	広尾消防署	広尾郡広尾町並木通東4丁目4番地	H 7. 6.12
南出張所	帯広市西17条南41丁目5番9	H20. 3.21	帯別消防署	中川郡帯別町錦町90番地	S57. 6.28
東出張所	帯広市東7条南11丁目1番地の3	S56.12.19 H24.12.14	札内支署	中川郡帯別町札内中央町319番地の9	H 5. 3. 5
森の里出張所	帯広市西22条南4丁目1番3	H 5.12.24	忠類支署	中川郡帯別町忠類本町112番地	S53.12.15
音更消防署	河東郡音更町木野西通16丁目1番地	H 7.10. 9	池田消防署	中川郡池田町字西2条11丁目1番地の12	H15. 2.16
土幌消防署	河東郡土幌町字土幌西2線161番地	S58.12.20	豊頃消防署	中川郡豊頃町茂岩本町116番地	S48.12.25
上土幌消防署	河東郡上土幌町字上土幌東3線240番地	R 3. 3.23	本別消防署	中川郡本別町北2丁目4番地1	S48. 8.31
鹿追消防署	河東郡鹿追町西町3丁目10番地	H 9.10. 3	足寄消防署	足寄郡足寄町北1条4丁目52番地	H10. 3.25
新得消防署	上川郡新得町4条南3丁目1番地	H16.12.24	陸別消防署	足寄郡陸別町字陸別原野分線8-55	H 4.12.10
屈足分遣所	上川郡新得町屈足柏町3丁目1番地	S49. 3.30	浦幌消防署	十勝郡浦幌町字桜町4番地3	S53. 7.15
清水消防署	上川郡清水町南6条4丁目1番地2	H27. 6. 9	上浦幌分遣所	十勝郡浦幌町字宝生165番地	S49.12.23
御影分遣所	上川郡清水町御影東1条3丁目20番地	S50. 3.31			

広域化後に建て替えや増改築を行った庁舎は以下の3施設で、このうち、帯広消防署では2つの出張所を統合し、移転するとともに、訓練施設を併設するなどの機能強化を図っています。



【帯広消防署 柏台出張所 令和2年7月移転新築（2出張所統合）】



【上士幌消防署 令和3年4月移転新築】



【中札内消防署 令和3年3月増改築】

（2） 消防車両等の整備

広域化後、常備消防車両、救急車両等（以下「車両等」という。）は各消防署において整備しており、令和5年度末で計50台、年平均で約6台を更新しています。

また、広域化のメリットを生かし、令和5年度から13消防署において、非常用救急自動車4台を共同運用し、常用救急自動車が車検整備や故障した際の代替車両として活用するなど、効率的な運用を行っているほか、資機材の共同購入を進めています。車両等の更新整備については、整備計画を基本としつつ、地域の実情を踏まえ、構成市町村の判断により更新整備を行っています。

【消防車両等保有状況（R6.4時点）】

（単位：台）

	【総 数】	消防ポンプ車	水槽付 消防ポンプ車	小型動力ポンプ付 水槽車	はしご車	屈折はしご車	化学車	救助工作車	高規格救急車	指揮車	その他
【総 数】	153	2	24	19	1	1	7	4	36	18	41
消 防 局	5									1	4
帯広消防署	26	1	6	1	1	1	2	1	6	1	6
音更消防署	11		1	1			1	1	2	1	4
士幌消防署	5			1			1		1	1	1
上士幌消防署	5		1	1					1	1	1
鹿追消防署	8		1	1					2	1	3
新得消防署	5		1						1	1	2
清水消防署	9	1	1	2					2	1	2
芽室消防署	8		1	1			1	1	2	1	1
中札内消防署	4		1	1					1	1	
更別消防署	3		1						1	1	
大樹消防署	5		1	1					1	1	1
広尾消防署	9		1	1					2	1	4
幕別消防署	15		3	2				1	3	1	5
池田消防署	6		1	1					2	1	1
豊頃消防署	6		1	2					1		2
本別消防署	6			1			1		2	1	1
足寄消防署	6		1				1		2		2
陸別消防署	5		1	1					2	1	
浦幌消防署	6		1	1					2	1	1

(3) 人員の配置

ア 事務局・会計課

組合事務局は、専従職員2人を配置するとともに、消防局長、消防局次長及び総務課職員を併任し、組合運営を行っています。

また、会計職員については、広域化当初は帯広市会計課職員の併任及び構成市町村の会計職員を併任して対応していましたが、令和3年度から組合における財務会計事務の一元化に伴い、組合会計課には、帯広市会計課併任職員に加え、専従職員1人を配置し、行政事務の強化を図っています。

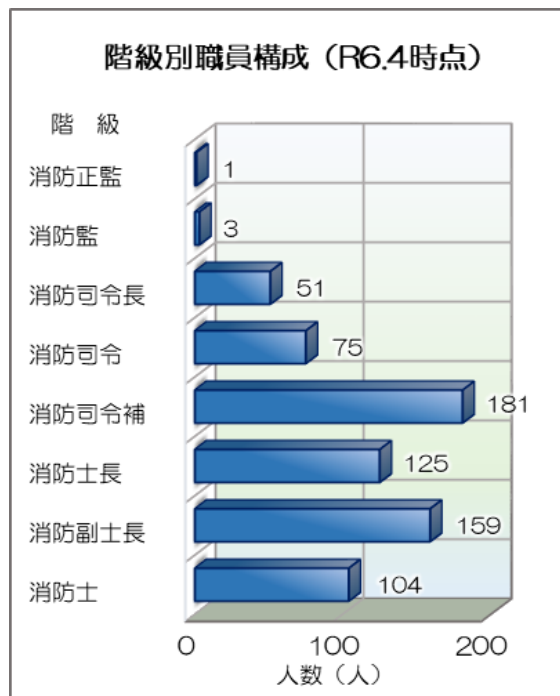
イ 消防局・消防署

消防局職員は、各消防署の職員で構成され、広域化当初は68人でスタートし、平成31年4月に、J A北海道厚生連帯広厚生病院（以下「帯広厚生病院」という。）の改築移転時に整備した、とかち広域消防局救急ワークステーション※（以下「救急WS」という。）の運用開始に合わせて組織の見直しを行い、「消防課」を「消防救助課」に、「救急救助課」を「救急企画課」に再編し、65人体制としました。

また、令和3年度には、消防局職員1人を会計課へ配置し、「総務課」、「消防救助課」、「救急企画課」、「情報指令課」、「予防規制課」の5課64人体制で運営しています。

消防署員は、広域化前の旧消防本部の消防力を引き継いだ人員配置でスタートしました。その後、職員の退職等による欠員補充を基本としながら、職員の教育・育成期間を考慮しつつ、各消防署の運用車両や出動体制に合わせて、人員の増強を図ってきています。

女性消防職員の採用についても積極的に推進しており、令和6年4月時点で10人の女性職員が各所属で活躍しています。



※ 救急WSとは、救急救命士の教育拠点として、効果的な病院実習を行うとともに、医師等による指導、教育を行い、より実践的な知識・技術の習得を目的とした研修施設です。

ウ 予防要員の配置

予防要員は、消防同意、消防用設備等の着工審査や設置検査、危険物の許認可や完成検査、防火対象物や危険物施設の立入検査、火災調査、防火指導などの業務を担う職員であり、消防力の基準において、各消防署に1人以上配置することとし、予防事務を統括する消防局予防規制課は専従体制、各消防署は配置人員に応じて専従又は兼務体制で業務にあたっています。

エ 関係機関への職員派遣

組合では、北海道（以下「道」という。）が令和3年度に策定した道への派遣要請計画（令和4年度から令和13年度までの10年間）に基づき、道防災航空室及び道消防学校に職員を派遣しています。道防災航空室では、防災ヘリコプターに搭乗する隊員として道内全域の救助活動や救急患者搬送などに従事しています。また、道消防学校では、消防職・団員への教育・訓練の指導者として従事しています。

（４） 職員の育成

ア 昇任資格試験

昇任資格試験については、広域化前は一部の消防署での実施となっていました。出動隊の小隊長としての資質や的確な判断が求められる消防士長への昇任に対し、組合全体で消防士長昇任資格試験を実施しています。

イ 訓練・研修

令和5年3月に策定した消防学校教育計画に基づき、道消防学校の初任教育をはじめ、警防、救助、救急、予防などの各専科教育や、高度専門教育機関である消防大学校へ職員を派遣しているほか、関係機関や消防署間の合同訓練などの実施、各種研修への参加など、職員個々の知識と技術の向上を目指して取り組みを進めています。特に、消防大学校への派遣では、それぞれの専門分野や高度な教育訓練を受けた職員が指導者となり、各消防署へ伝達教養を行うことで、組合全体のスキルアップにつなげています。

また、組合内において内部研修や外部講師による研修を毎年実施しているほか、構成市町村が実施する一般行政に関する研修等へ参加できる体制とするなど、様々な機会を通じて職員の研修体制の強化を図り、職員一人ひとりの知識と技術の向上を目指して取り組みを進めています。

ウ 人事評価制度

人事評価制度については、職員の能力開発・人材育成に活用していくことを主眼として、平成30年度から「とかち広域消防事務組合 職員人事評価実施要綱」を策定し、組合全体で実施しており、人事評価制度をより有効に活用するため、職員の制度理解を深める研修を実施しています。

(5) 消防署の体制強化

ア 消防署間の人事異動

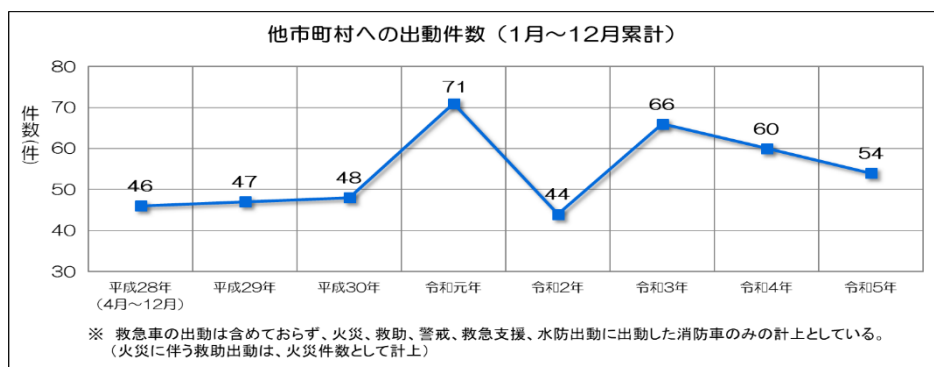
消防署間の人事異動は、運営計画に基づき、職員のスキルアップ、研修、年齢構成の是正、有資格者の確保などを目的として平成30年度に運用を開始し、延べ10人の職員が他の消防署で勤務しています。

【消防署間の人事異動】

署所間名	期 間	延人数	目 的
音更 ⇄ 上士幌	H30～R2	3	年齢構成是正
幕別 ⇄ 広尾	R2～R5	3	〃
帯広 ⇄ 幕別	R3～R6	4	スキルアップ

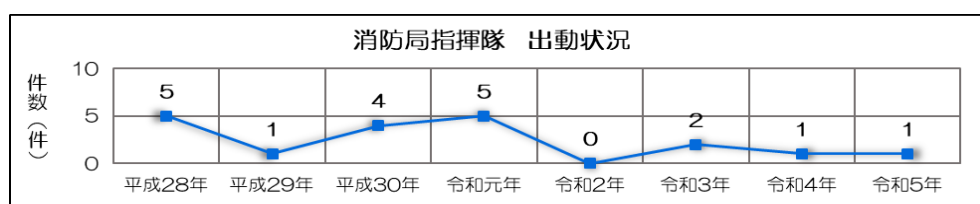
イ 消防署間の連携

平成28年の運用開始から令和5年までの約8年間の他市町村への総出動件数（救急出動を除く。）は436件で、年平均で約55件となっています。



また、大規模災害等に出動する消防局指揮隊は、19件の出動（2.4/年）があり、主な出動としては、十勝地方に甚大な被害をもたらした平成28年の台風災害をはじめ、平成29年の大型観光バス路外逸脱事故、平成30年のホテル火災、令和元年の道東自動車道多重事故などの大規模災害等へ対応しており、管轄署からの出動のほか、消防局

や近隣署所からの同時出動により、初動体制の強化や関係機関との調整など、迅速な災害対応が図られ、広域化の成果が表れています。



(6) 大規模災害・特殊災害等への対応

近年の災害等は、大規模化、激甚化、複雑・多様化の傾向にあり、全国各地で大規模地震や集中豪雨による大規模水害が頻発しています。また、南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の発生確率が高いとされており、国は緊急消防援助隊（以下「緊援隊」という。）の充実・強化や定期的な訓練の実施をはじめ、各消防本部における応援・受援計画の策定を進めています。

組合では、令和3年2月に「とかち広域消防局応援等実施計画」及び「とかち広域消防局受援計画」（別添資料3及び別添資料4。以下「消防局応援・受援計画」という。）を策定し、大規模災害発生時における迅速な初動体制の確立や他機関との連絡体制を明確にしたほか、全国で開催される緊援隊合同訓練への参加や、緊援隊派遣時に必要となる資機材の整備を図るなど、大規模災害発生時の応援体制の充実強化に努めています。

また、発災時の受援体制についても、管内における大規模災害発生を想定した図上訓練の定期的な実施など、現場対応と指揮本部運営の両面において、迅速かつ的確な体制の強化に取り組んでいます。

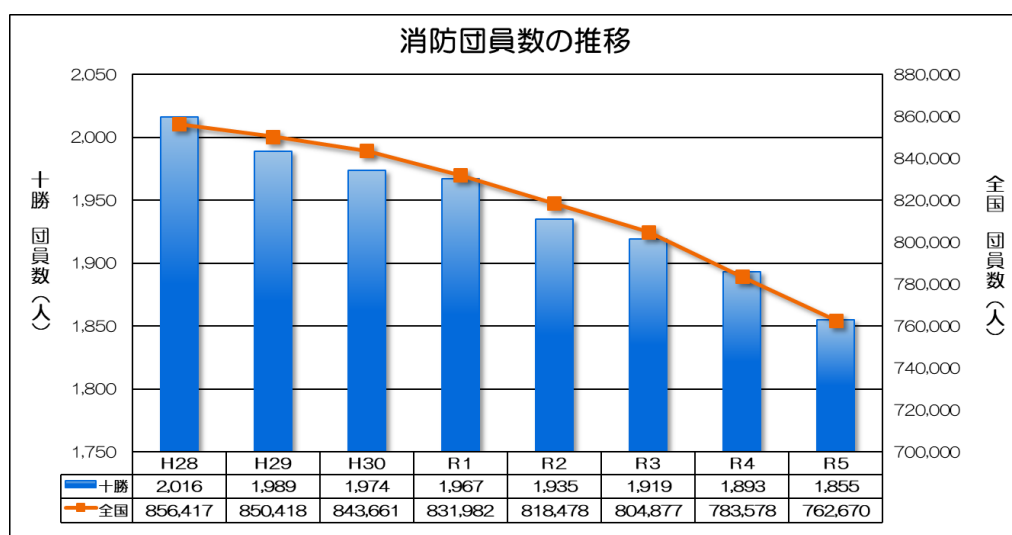


(7) 消防団・防災担当部局との連携

消防団組織は、消防広域化に伴い各構成市町村に位置付けられ、令和5年4月時点で21消防団、消防団員約1,900人、充足率約83%となっています。全国的に消防団員の減少が続いており、管内の消防団員数も減少傾向にあるため、構成市町村で実施している消防団員協力事業所制度、消防団応援プロジェクト、各種イベント時における広報活動などに協力し、消防団員の確保に取り組んでいます。

消防団は、平常時・非常時を問わず、地域住民の安全・安心を守る地域防災の要であり、日頃から各消防署と連携した災害対応を行うとともに、防災教育や応急手当普及など地域の防災活動にも積極的に協力しています。

また、防災担当部局との連携については、構成市町村の防災会議に参画するなど、普段からの連携強化に取り組んできているほか、構成市町村が実施する各種の防災訓練への参加・協力をを行い、大規模災害時に備えています。

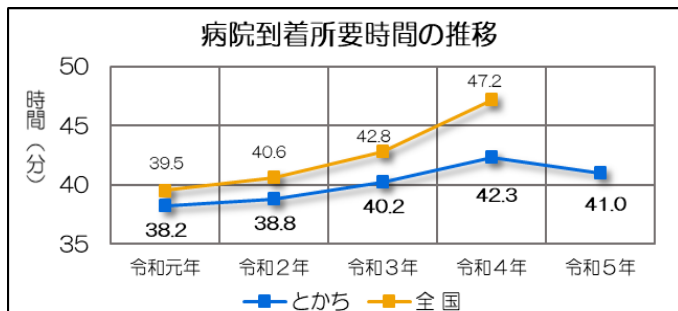
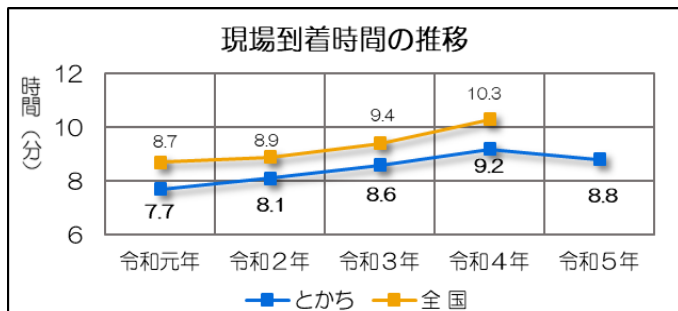


2 救急体制について

高齢化の進展や在宅医療の増加などの社会環境の変化により全国的に救急出動件数が増加傾向にあるほか、救急救命士による処置の拡大などにより、救急隊員の知識・技術の向上、さらに、医療機関等の関係機関との協力体制の強化が求められています。

こうした救急業務の高度化に適切に対応していくため、組合では帯広厚生病院の協力を得て、平成31年4月に救急WSを開設するとともに、指導救命士※1を配置し、救急救命士の育成、医学的見地による救急活動の検証、大規模災害の発生に備えた消防機関と医療機関との連携の強化に取り組んでいます。

また、全国的に救急車の現場到着時間及び病院収容時間が延伸傾向にあることや救急搬送者の約半数が軽症であることを踏まえ、救急車の適正利用について広報を行っているほか、心肺停止の傷病者に対する応急手当の実施を推進するため、応急手当普及講習の開催など、救命率※2の向上を目指して取り組みを進めています。

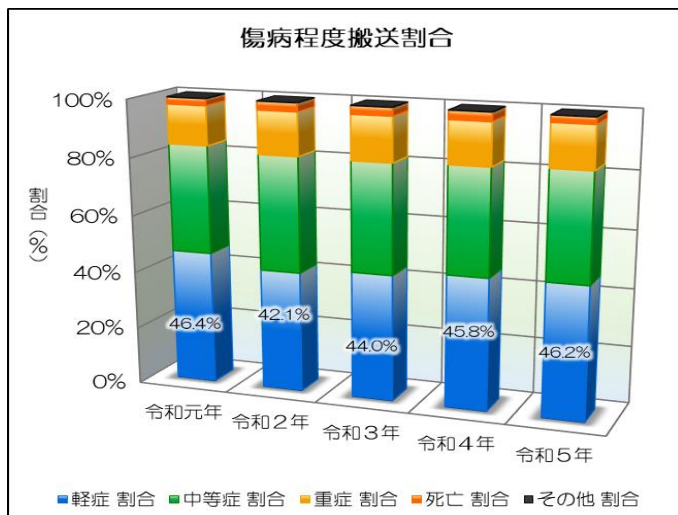


※1 指導救命士とは、救急救命士の病院実習や教育の充実を図るために、一定の要件を満たした救急救命士が直接的な指導等の役割を担う者をいいます。

※2 救命率とは、心拍と呼吸が戻り、社会復帰できた割合を示すものです。

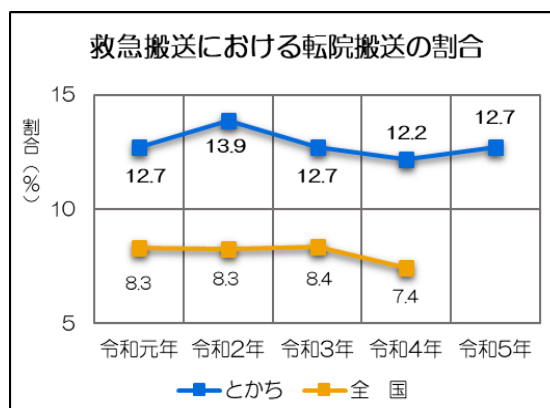
(1) 救急車の適正利用の推進

前述のとおり、救急出動件数は増加傾向で、今後もさらに増加することが想定されています。令和5年には、全国で764万件を超え、過去最高となっており、組合では広域化後最高となる1万8千件を超える出動がありました。



一方で、救急搬送者の約半数が軽症であり、緊急を要し真に救急車が必要な方への対応が遅れ、救える命が救えなくなるおそれが見られています。

また、十勝は中核医療機関が帯広市近郊に集中しているため、他圏域と比較し、転院搬送（病院間搬送）の割合が高い状況となっています。



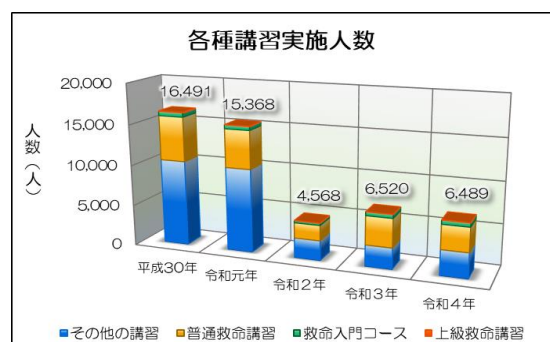
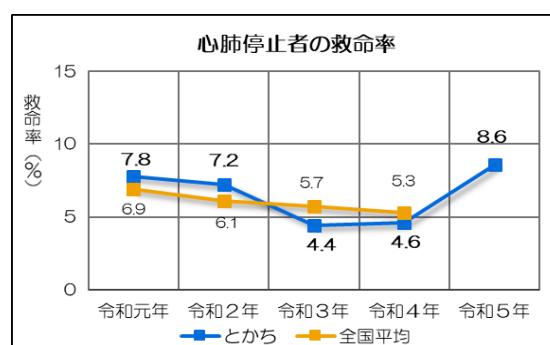
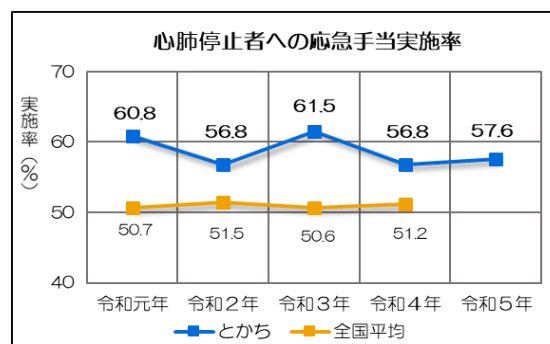
こうした状況を踏まえ、救急車の適正利用についての広報活動を継続的に実施しているほか、平成29年からは患者等搬送事業を行う民間事業者に対する認定及び事業内容の把握を行うとともに、救急車の必要性がない場合には同事業を紹介するなど、救急車の適正利用に向けた取り組みを行っています。

（２） 応急手当の普及促進

救急車の現場到着や病院収容時間は全国的に延伸傾向であり、これまでも増して救急車が到着するまでのバイスタンダー※による適切な応急手当が求められます。

組合における応急手当の普及啓発については、「とにかち広域消防局応急手当の普及啓発活動の推進に関する要綱」に基づき、各消防署において各種の普及講習等を行うとともに、小児・乳児・新生児に対する心肺蘇生法を学ぶ講習、応急手当の入門コースの実施やWEB講習（eラーニング）を用いた分割型講習の導入など、講習内容や受講機会の拡大を図っており、十勝管内の心肺停止の傷病者への応急手当実施率は、全国平均と比較して高い状況となっています。

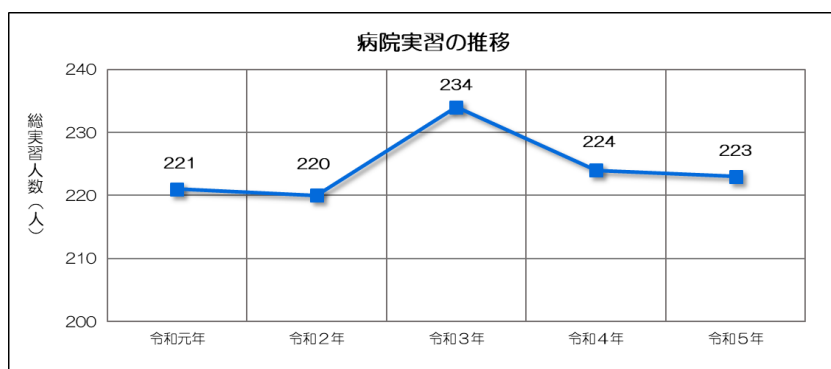
※ バイスタンダーとは、救急現場に居合わせた人です。



(3) 研修体制の強化

救急隊員及び救急救命士（以下「救急隊員等」という。）の教育研修体制については、救急WSを中心に、帯広市内の中核医療機関及び救急告示医療機関の協力を得て、下表のとおり実施しています。救急WSでは、救急隊員等を指導する指導救命士を配置し、研修体制の充実・強化に取り組んでいます。

組合内の救急救命士は346人（令和6年4月時点）となっており、医療機関における実習体制については、各医療機関の受入枠の調整や各消防署において救急救命士運用隊員を指定するなど、円滑な救急業務の遂行及び計画的な病院実習の調整を行っています。



3 消防情報通信について

消防指令センターは、平成28年の消防局運用開始に合わせて高機能消防指令システム（以下「指令システム」という。）及び消防救急デジタル無線（以下「デジタル無線」という。）を整備し、十勝全域からの緊急通報を集約し受け付けています。



指令システムについては、災害地点の特定、出動隊の編成、出動指令、現場到着までを的確かつ迅速に処理するとともに、デジタル無線を活用した出動隊との支援情報の共有などの災害管制業務を行っています。特に、携帯電話からの通報に対応するため、統合型位置情報通知システムを導入し、迅速な災害地点の特定につながっています。

また、耳や言葉の不自由な方からの通報では、FAXによる通報に加え、Net119緊急通報システムを導入したほか、外国語による通報に対応した多言語通訳業務や119番映像通報システム※を導入するなど、住民サービスの向上に努めています。

デジタル無線については、十勝管内に18箇所の基地局と、500局を超える移動局で構成されているほか、基地局には非常用電源を備え、非常通信網を確保しています。

※ 119番映像通報システムとは、119番通報の際、通信指令員からの協力依頼により、通報者から送信された映像で現場の状況を確認するほか、通報者に応急手当の映像を送信することができるシステムです。



(1) 指令システム及びデジタル無線機器更新

指令システム及びデジタル無線については、平成27年度に整備し、平成28年4月の運用開始から24時間365日休むことなく連続稼働していることから、令和4年度に部分的な更新整備を行い、安定稼働に努めています。

【指令システム、デジタル無線更新計画】

装置、機器名		更新 サイクル (年数)	R4	5	6	R7	8	9	10	R11	12	13	14	15	16	R17	R18
			2022			2025				2029						2035	2036
指令 システム	NW系 PC系	7年	○							○							○
	通信系	10年				○										○	
デジタル 無線	NW系 PC系	7年	○							○							○
	通信系	10年				○										○	
更新方法			部分①			部分②											

(2) 多様化する通報への対応

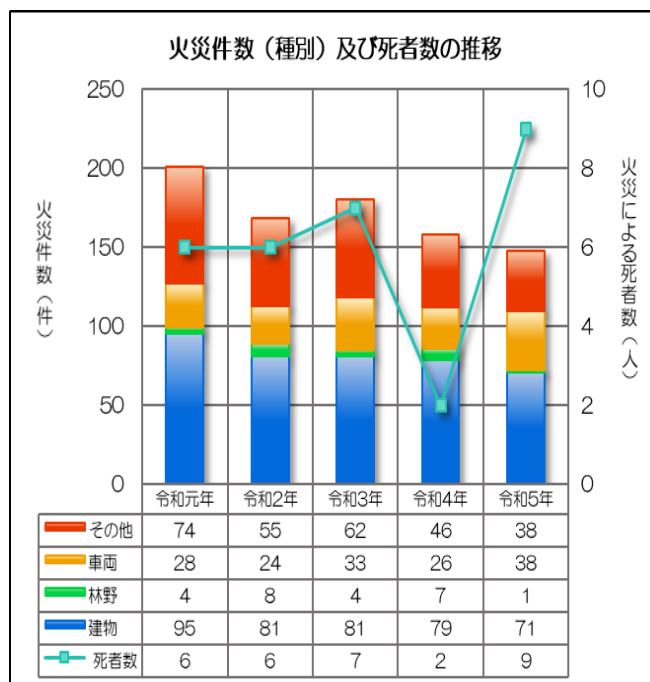
近年、情報通信技術の飛躍的な進歩により、通常の119番通報に加え、インターネットを利用した通報や映像を用いた通報などの多様化する通報に対応する通信指令員には、常に高度な知識と技術の向上が求められることから、火災・救急・救助等の各種事案に迅速に対応するため、通信指令員の育成に努めています。

4 火災予防について

組合における火災の発生状況は、多少の増減を繰り返していますが、概ね横ばいで推移しています。

また、全火災のうち、建物火災が約半数を占めており、さらに建物火災の約半数が住宅火災となっています。（右図参照）

火災による死者は、そのほとんどが住宅火災で発生しています。特に65歳以上の高齢者の割合が高くなっており、高齢化社会の進展に伴い、火災による死者の増加が懸念されています。



防火対象物や危険物施設においては、火災危険や違反状況などの優先順位を考慮した査察計画を策定し、適正な立入検査の執行に努めるとともに、重大な違反に対しては、違反公表制度のほか、警告や命令等の行政処分による厳格な対応を行っています。

【防火対象物・危険物施設 立入検査実施件数】

（単位：件）

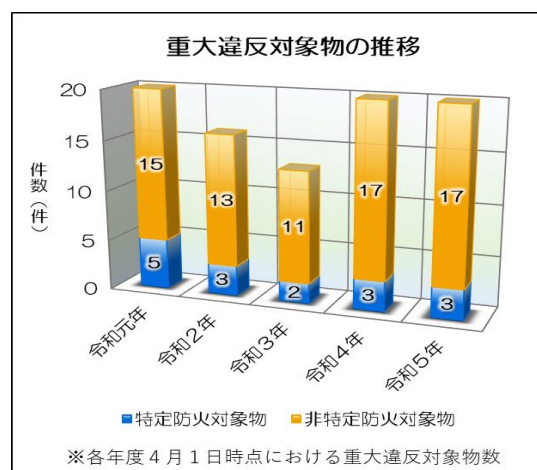
種 別	年 度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
防火対象物数		16,371	16,878	17,340	17,652	17,676
防火対象物 立入検査実施件数		5,188	4,937	3,422	4,501	4,744
危険物施設数		2,757	2,751	2,716	2,719	2,713
危険物施設 立入検査実施件数		1,995	1,839	1,608	1,398	1,695

（1） 住宅用火災警報器の設置促進

組合内における住宅用火災警報器の設置率は80%（総務省消防庁発表 令和5年調査結果）となっており、全国の設置率84.3%及び全道の設置率84.4%を下回っている状況であることから、春・秋の火災予防運動等の火災予防行事、各種広報媒体での啓発、職団員による住宅防火訪問等の様々な機会を通じ、特に住宅用火災警報器の設置促進をはじめとする住宅防火対策を推進しています。

（２） 違反処理体制の強化

組合における違反処理体制については、平成28年に「とかち広域消防事務組合違反処理規程」を制定したのをはじめ、平成29年には違反処理事務にかかる「とかち広域消防局違反処理マニュアル」を策定し、違反処理業務を推進しています。平成30年には「とかち広域消防局違反対象物公表制度運用マニュアル」を策定し、違反公表制度を運用しています。



広域化当初は、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の未設置などの重大な違反がある防火対象物（以下「重大違反対象物」という。）が複数ありましたが、上記違反処理体制の構築により、一定の成果を上げている一方で新たな重大違反対象物も発生しています。

【行政措置の推移】

(単位: 件)

年度 種別	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	合計
警告	4			2			6
命令	2						2
公表	5			1			6
合計	11			3			14

5 消防行政について

組合における経費の支弁方法については、広域化前の協議・検討の結果、議会費や組合運営費のほか、消防局及び指令センターにかかる運営経費については共通経費※₁とし、各消防署に係る経費については個別経費※₂として運用を開始しました。

近年の日本経済は、少子高齢化社会の到来、デジタル技術の進展、脱炭素社会への取り組みなど、社会情勢の変革が進み、消防行政を取り巻く環境も大きく変化しています。

こうした中、限られた財源を有効に活用しながら、最大限の住民サービスの提供を目指して行政事務の効率化に取り組んでいます。

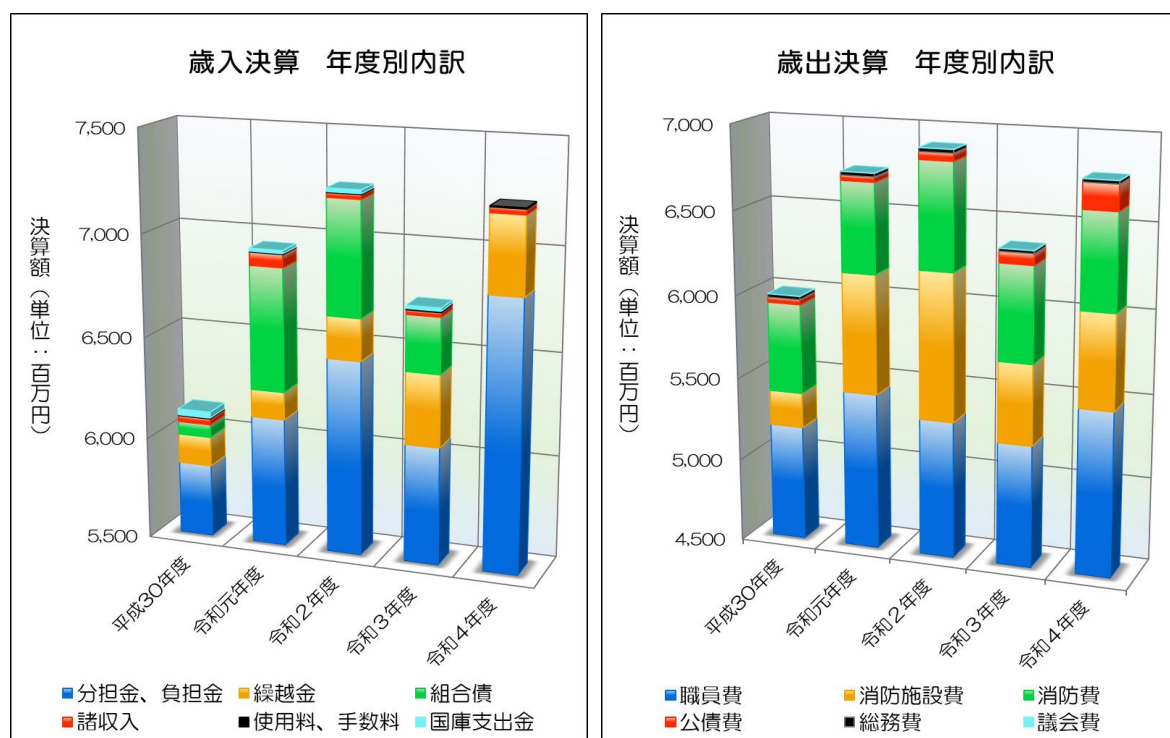
※₁ 共通経費とは、構成市町村が一定のルールに基づく按分により負担する経費をいいます。

※₂ 個別経費とは、構成市町村がそれぞれ個別に負担する経費をいいます。

(1) 財政状況の推移

組合の財政状況については、各年度で庁舎建設や車両更新、各種の機器更新等により、若干の変動はあるものの、概ね60億円から70億円程度で推移しており、消防庁舎の更新整備や指令システム及びデジタル無線の更新整備があった年度は70億円を超えています。

歳入については、構成市町村からの分担金・負担金が予算総額の約90%を占めています。歳出については、職員費が約85%を占めているほか消防庁舎や消防車両等の整備にかかる「消防施設費」、消防局や各消防署の維持運営にかかる「消防費」の順となっています。



(2) 財政負担軽減への取り組み

消防広域化による財政効果については、運営計画において、広域化時点で想定される財政効果として、組織運営及び人員配置の効率化などのソフト事業、指令システム及びデジタル無線の共同整備のハード事業について、それぞれの財政効果を示していました。

広域化後における主な取り組みとして、更新時期を迎える指令システム及びデジタル無線の機器更新事業において、全面更新した場合と部分的に更新した場合の費用対効果を比較検討するとともに、外部機関による更新計画の分析評価を行い、令和4年度及び令和7年度の2回に分けた部分更新を行うことで、約4,200万円の事業費の縮減が見込まれます。

(3) 組織の活性化に向けた取り組み

消防組織内の活性化に向けた取り組みについては、運営計画において、広域化後の検討課題としていた給与制度をはじめ、職階級や勤務形態など、職員の処遇面について統一を図りました。

また、令和2年度には、組合内のネットワーク環境を構築整備したほか、財務会計システム及び人事給与システムを導入し、令和3年度から事務の一元化を図り、効率的な事務執行を推進しています。

(4) 消防におけるDXの推進

国においては、デジタル社会の実現に向けて、各分野における取り組みが示されており、消防におけるDXの推進についても求められています。

組合では、平成28年度から119番通報の受理から消防署所への出動指令まで一連の消防指令業務を行う指令システムを運用するとともに、警防関係や予防関係、消防水利といった様々なデータ管理や消防業務に必要な機能を有する消防業務システムを整備しており、これらのシステムが消防職員の活動を支えています。

第3章 広域消防のこれからの取り組み

1 消防体制の充実強化に向けて

(1) 消防署所の整備

将来構想期間中に築50年を経過する施設は、下表のとおり14消防署所となります。今後の消防署所の配置や更新整備については、消防力の基準や整備計画において、整備の基本的な考え方や更新目安を示しており、非常備消防団との併設、地域内人口分布、道路事情、老朽化の程度、耐震状況や有利な財源の活用等、構成市町村における総合的な判断のもと、消防局において更新計画等を把握し、必要な調整を行いながら事業の円滑な進捗を図っていきます。

また、防災拠点としての機能を損なうことがないよう適切な維持管理に努めるほか、施設ごとの機能や安全性を確保するための措置を講じていきます。

【期間中に築50年を経過する施設】

年 度	施設名	構 造	消防団詰所の併設
令和7年度	新得消防署 屈足分遣所 豊頃消防署 清水消防署 御影分遣所 本別消防署 浦幌消防署 上浦幌分遣所	RC RC RC RC RC	有 有 有 有 有
令和8年度			
令和9年度			
令和10年度			
令和11年度	幕別消防署 忠類支署 浦幌消防署	RC RC	有 有
令和12年度			
令和13年度	帯広消防署 大正出張所 更別消防署	RC RC	有 有
令和14年度	帯広消防署 東出張所 芽室消防署	RC RC	有 有
令和15年度	帯広消防署 川西分遣所 幕別消防署	木造 RC	有 有
令和16年度	士幌消防署	RC	有

(2) 消防車両等の整備

車両等の更新整備については、整備計画を基本としつつ、地域の実情を勘案して更新整備を行っている状況であり、今後についてもこの考え方を基本として、消防局において更新計画等を把握し、必要な調整を行いながら事業の円滑な進捗を図っていきます。

また、梯子車等の特殊車両の更新・整備費については、共通経費化を基本とした経費負担について検討を進めていくほか、効率的な車両運行を図るため、仕様等の統一を進めるとともに、資機材等の整備基準について検討を進めていきます。

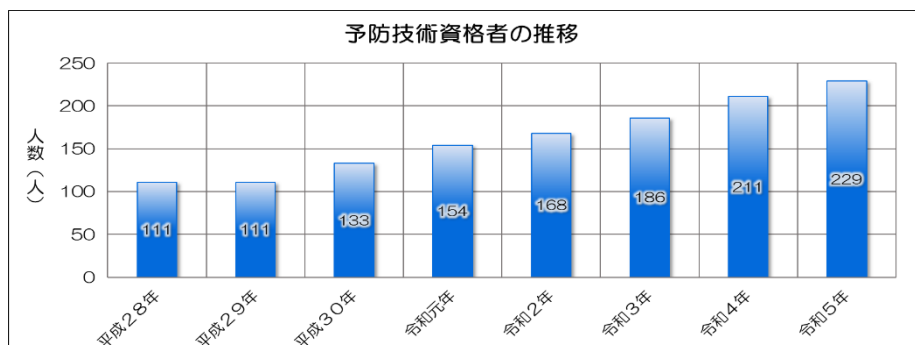
(3) 人員の配置

令和5年度から制度改革となった職員の定年延長を踏まえ、退職数と採用数のバランスを考慮しながら、効果的な人員配置について構成市町村と協議・検討を進め、消防力の維持・向上を図るとともに、女性消防職員の増員に向けた取り組みや働きやすい環境作りを推進していきます。

また、近年の社会情勢の変化による建築物の複雑・多様化や極めて重大な人的被害を伴う火災の発生により、消防関係法令の規制強化や新たな制度の創設が進んでおり、より専門的な知識や技術を持った職員の育成が求められていることから、予防技術資格者※を計画的に養成するとともに、有資格職員を予防要員として適正に配置し、効果的な予防業務を推進していきます。

関係機関の職員派遣については、道への派遣など、職員のスキルアップにつながる派遣先について検討を進めていきます。

※ 予防技術資格者とは、建築物の大規模化・複雑化等に伴い高度化・専門化する予防業務を的確に行うため、火災の予防に関する高度な知識及び技術を有する者をいいます。



(4) 職員の育成

消防職員は災害現場における指揮命令に基づき活動することから、階級を必要とします。昇任資格試験については、これまで実施している消防士長（主任職）のほか、災害現場における統括指揮者をはじめ、当直責任者となり得る消防司令補（係長職）の昇任資格試験の実施に向けて検討を進めていきます。

教育訓練や研修については、引き続き職員の資質向上を図るため、計画的な専門機関への派遣や各種研修への積極的な参加を推進するとともに、令和4年3月に策定し

た「とかち広域消防局警防活動要領」を基本とした各種訓練を実施するほか、社会情勢や組織の状況に応じた効果的、効率的な人材育成に努めていきます。

消防大学校、道消防学校等への職員派遣については、新規採用職員の初任教育課程をはじめとして、各種の専門教育課程や高度な教育機関への派遣を通じ、職員の知識や技術の向上を図るとともに、高度教育修了者の各署所への平準配置について検討を進めていき、次期教育計画の策定を進めていきます。

(5) 消防署の体制強化

消防署間の人事異動については、各消防署の地域実情や職員構成などを踏まえ、それぞれの消防署間での調整を基本としますが、短期間の研修を目的とした人事交流やブロック内における人事異動などについて検討を進めていきます。

組合全体での人事異動については、人件費の負担方法や地域における出動部隊の運用方法のほか、職員処遇等の諸課題があることから継続して検討していきます。

消防署間の連携については、第2章で記載のとおり、他市町村への出動が年々増加傾向にあることから、出動区域について分析・検証を進めるとともに、山岳事故、水難事故、林野火災等の様々な災害に対応できるよう、各種の合同訓練を実施するなど、消防力の強化に努めていきます。

(6) 大規模災害・特殊災害等への対応

大規模災害・特殊災害等への対応については、国や他の消防本部との連携が不可欠であることから、今後も国の動向を注視し、適宜、消防局応援・受援計画の修正を行うとともに、他消防本部の状況等を情報収集するなど、大規模災害発生時に備え、総合的な消防力の強化に努めていきます。

(7) 消防団・防災担当部局との連携

消防団員の確保については、これまでの取り組みを継続するほか、国が推進する機能別消防団員制度、学生消防団活動認証制度の情報発信を進めるなど、消防団組織の充実・強化に向けた活動に協力していきます。

また、各市町村が実施する大規模災害に備えた防災訓練に参加・協力を行うなど、地域住民の防災意識の醸成に取り組んでいきます。

2 救急体制の充実強化に向けて

(1) 救急車の適正利用の推進

今後においても、高齢化の進展により救急需要の増加が見込まれることから、救急車の適正利用に係る広報活動を強化するとともに、患者等搬送事業の利用促進について広報していきます。

また、真に救急車を必要とする人が救急車の利用を躊躇することがないように、救急受診ガイドなどの利用のほか、国が進める救急安心センター事業（＃7119）について研究を重ねていきます。

(2) 応急手当の普及促進

救命率を向上させるためには、救急車が到着するまでバイスタンダーによる適切な応急手当が最も重要となっています。組合における応急手当実施率は、全国、全道と比較して高い状況で推移しており、引き続き、応急手当の必要性について普及啓発活動を行うとともに、応急手当実施率の向上を目指して、応急手当講習の受講機会の拡大に向けた取り組みを推進していきます。

(3) 研修体制の強化

救急隊員等の研修については、救急WSをはじめ、帯広市内の医療機関における病院実習で対応しており、職員の救急救命士資格者の増加に伴い、実習医療機関の確保が課題となっています。

また、救急業務の高度化に伴い、様々な医療行為の拡大が図られており、救急救命士の知識、技術の向上や質の確保が求められています。

こうした救急業務を遂行するため、救急WSにおける実践的な研修の実施や指導救命士の養成を進めるとともに、十勝圏メディカルコントロール協議会※と緊密な連携を図り、救急隊員等の教育研修体制のあり方について検討を進めていくほか、計画的な救急救命士の養成をはじめ、教育研修及び指導体制の充実強化に取り組んでいきます。

※ 十勝圏メディカルコントロール協議会とは、十勝圏における消防機関と医療機関の連携に関する事項について協議する組織です。

3 消防情報通信の推進に向けて

(1) 指令システム及びデジタル無線機器更新

指令システム及びデジタル無線は、平成27年度に整備してから10年を経過し、各種機器の機能保持を図るため、令和7年度に部分的な更新整備を計画しています。

その後の更新に向けては、最新の通信機器等の情報収集や研究を行うとともに、整備費用や維持管理費用の低減について検討を進めていきます。

(2) 多様化する通報への対応

組合における119番通報は年々増加傾向にあり、特に、携帯電話による119番通報が約半数を占めており、今後においても、多種多様な通報形態となることが想定されています。

こうした多様化する119番通報に的確に対応するため、最新の情報通信技術の情報収集や研究を進めるとともに、通信指令員の技術向上に向けた取り組みを進めていきます。

4 火災予防の推進に向けて

(1) 住宅用火災警報器の設置促進

第2章に記載しているとおり、組合内の住宅用火災警報器の設置率は、全国や全道の設置率に比べ、やや低い状況となっていることから、今後も様々な機会を通じて、未設置住宅への設置促進をはじめ、設置住宅における適正な維持管理について普及啓発活動を継続していくとともに、設置率が低い地域の把握に努め、設置促進を強化するなど、設置率100%を目指した取り組みを推進していきます。

(2) 違反処理体制の強化

防火対象物に係る違反処理については、違反処理体制の運用以降一定の成果を上げていますが、新たな違反対象物が発生しており、違反対象物が常在している状況です。

また、自動火災報知設備や屋内消火栓設備等の消防用設備の不備や防火管理者の未選任及び消防計画書の未作成については、重大な火災事故につながる危険性を秘めています。こうした違反に対し、公正かつ厳正に処理を進めていくため、予防技術資格者を基本とした予防要員の配置や研修体制の強化に向けた取り組みを進めていきます。

5 消防行政の効率的運営の推進に向けて

(1) 財政運営の取り組み

効率的な財政運営を進めていくに当たり、組合予算の大部分を占める職員費等の経費について、個別経費としている負担方法から共通経費化に向けた検討を進めていく必要があります。そのためには、消防力の基準に沿った人員・車両の配置や人事管理の一元化のほか、各消防署における消防業務執行の統一的な運用など、各種課題の整理が不可欠となります。

将来構想期間中においては、現時点で消防署所の統合や消防力の基準の大幅な見直しなどの予定がないことから、消防署所の新築・改築等の整備費、共同化に向けて検討する特殊車両を除く消防車両の更新整備費については、特別な事情がない限り個別経費を基本とします。また、その他の経費については、効率的運営に向けた検討を進めていきます。

(2) 行政運営の取り組み

運営計画において、広域化後5年時以降に検討するとしていた消防局人事課の創設については、人事管理業務の集約等、人事管理の一元化に向けた検討を進めていく中で、人事課創設の可否を含めて一体的に検討を進めていきます。

事務執行においては、これまでも組合内のネットワーク環境の整備や各種システムの導入、業務の一元化など、効率的な事務執行となるよう取り組みを進めてきており、今後も社会情勢の変化を的確に捉えながら、広大な面積を誇る十勝の地域性を踏まえ、最新のICTに対応した住民サービスの向上や効率的な事務執行となるよう、各分野におけるDXの導入について検討を進めていきます。

第4章 おわりに

この将来構想は、社会情勢の変化に対応した持続可能な消防体制を構築するため、様々な課題の中から優先すべき事項を抽出し、進むべき方向や検討の方向性の指針となるものです。

ここ十勝においても、人口減少や災害の大規模化、激甚化、複雑・多様化等、消防を取り巻く環境が大きく変化していくことが予想される中、住民の安全・安心を保持していくためには、効率的な消防体制や事務執行体制を構築する必要があります。統一的な考え方に基づく消防力の基準の見直しなどの大きな事項についても、将来構想の進捗状況や新たな課題を含めて優先順位の整理を図りながら、構成市町村との協議・検討を進めていかなければなりません。

そのためにも、今後の少子高齢化の進展や人口減少による社会情勢の変化を適切に捉え、将来構想10年間ににおける様々な課題の解決に向けた検討を進め、効率的・効果的な消防行政及び財務運営を目指します。

とかち広域消防事務組合は、十勝管内34万人の安全・安心を守るため、この将来構想を推進していきます。



とかち広域消防事務組合

将 来 構 想

令和 年 月 策定

編集 事務局